

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 12. 電子債権記録機関関係）（抄）

現 行	改 正
I－2－3 利用者情報管理 I－2－3－1 基本的考え方 電子債権記録機関は、債権記録及び当該債権記録に記録された電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報（以下、「債権記録等」という。）を法第55条（秘密保持義務）、法第60条（電子債権記録機関を利用する者の保護）、法第86条（債権記録等の保存）、法第87条（記録事項の開示）、法第88条（電子記録の請求に当たって提供された情報の開示）に抵触することのないよう、適切な情報の取扱いを確保するための措置を講じなければならない。 その他、個人情報取扱事業者に該当する電子債権記録機関においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に抵触することのないよう、適切な個人情報の取扱いを確保するための措置を講じなければならない。 （新設）	<u>I－2－3 債権記録等及び法人関係情報に関する情報管理態勢</u> <u>I－2－3－1 基本的考え方</u> 電子債権記録機関は、債権記録及び当該債権記録に記録された電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報（以下、「債権記録等」という。）を法第55条（秘密保持義務）、法第60条（電子債権記録機関を利用する者の保護）、法第86条（債権記録等の保存）、法第87条（記録事項の開示）、法第88条（電子記録の請求に当たって提供された情報の開示）に抵触することのないよう、適切な情報の取扱いを確保するための措置を講じなければならない。 その他、個人情報取扱事業者に該当する電子債権記録機関においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に抵触することのないよう、適切な個人情報の取扱いを確保するための措置を講じなければならない。 <u>また、電子債権記録機関は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</u> <u>以上を踏まえ、電子債権記録機関は、債権記録等及び法人関係情報を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</u>
I－2－3－2 主な着眼点 （新設）	<u>I－2－3－2 主な着眼点</u> <u>I－2－3－2－1 債権記録等及び法人関係情報に関する情報管理態勢</u> <u>(1) 経営陣は、債権記録等及び法人関係情報に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、適切性を確保するための組織体制の確立（部門間における適切なけん制の確保を含む。）、社内規程の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。</u>
(1) 電子債権記録機関を利用する者（以下「利用者」という。）に関する情報の管理について、具体的な取扱い基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、コンプラ	(2) 債権記録等及び法人関係情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、コンプライアンス（利用者に対する守

現 行	改 正
イアンス（利用者に対する守秘義務、利用者保護、法第 87 条第 2 項に基づく同意など）及び利用者のレピュテーションに与える影響の観点から検討を行った上で取扱い基準を定めているか。 <u>(2) 債権記録等へのアクセス管理の徹底、内部関係者による債権記録等の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、営業所の統廃合等を行う際の債権記録等の漏洩等の防止などの対策を含め、債権記録等の管理が適切に行われているかを検証できる態勢となっているか。</u> <u>(3) 電子債権記録機関は、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、債権記録等の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を他者と共用する場合に、電子債権記録機関自らの情報管理規程が遵守できるよう体制が整備されているか。</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 電子債権記録業の適正かつ安定的な運営のため、附帯業における債権記録等の利用についても適切な情報の取扱いを実施するための対策を実施し、その検証ができる態勢になっているか。</u> <u>(6) 法第 58 条の規定に基づき、電子債権記録業の一部を委託することにより、債権記録等の取扱いを委託するケースも考えられることから、委託先企業に対する情報取扱いについても、電子債権記録機関同様適正な取扱いをするための対策を実施し、その検証ができる態勢になっているか。</u>	秘義務、利用者保護、法第 87 条第 2 項に基づく同意など）及び利用者のレピュテーションに与える影響の観点から検討を行った上で取扱基準を定めているか。 <u>(3) 債権記録等及び法人関係情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による債権記録等及び法人関係情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、営業所の統廃合等を行う際の債権記録等及び法人関係情報の漏えい等の防止などの対策を含め、債権記録等及び法人関係情報の管理が適切に行われているかを検証できる態勢となっているか。</u> <u>また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・けん制の強化を図る等、債権記録等及び法人関係情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</u> <u>(4) 電子債権記録機関は、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、債権記録等及び法人関係情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を他者と共用する場合に、電子債権記録機関自らの情報管理規程が遵守できるよう体制が整備されているか。</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 電子債権記録業の適正かつ安定的な運営のため、附帯業における債権記録等及び法人関係情報の利用についても適切な情報の取扱いを実施するための対策を実施し、その検証ができる態勢になっているか。</u> <u>(7) 法第 58 条の規定に基づき、電子債権記録業の一部を委託することにより、債権記録等及び法人関係情報の取扱いを委託するケースも考えられることから、委託先企業に対する情報取扱いについて、以下の措置が講じられているか。</u> <u>①外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先におけ</u>

現 行	改 正
(7) 債権記録等の漏洩等が発生した場合に、当局への報告が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。 (8) 略 (9) 略 (新設)	る業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において債権記録等及び法人関係情報に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。 ②外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。 ③外部委託先による債権記録等及び法人関係情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。 その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。 さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。 ④二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。 (8) 債権記録等及び法人関係情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者等への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。 また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。 (9) 略 (10) 略 (11) 独立した内部監査部門において、定期的又は随時に、債権記録等及び法人関係情報に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。 また、債権記録等及び法人関係情報に係る監査に従事する職員の専門

現 行	改 正
(10) 略 (11) 略 (新設)	性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。 <u>I－2－3－2－2 個人情報管理</u> (1) 略 (2) 略 <u>I－2－3－2－3 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止</u> (1) 役職員による有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。 (2) 役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取組みを行っているか。 (3) 法人関係情報を入手し得る立場にある役職員が当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。